

子どもの権利に関する条例（仮称）条例骨子（案）

項目	骨子案
1 目的	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する施策の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、子どもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民の役割を明示、子どもに関する施策の基本となる事項の定め ・子どもがその権利を尊重され、全ての子どもが健やかに成長でき、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に寄与
2 定義	<p>次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども…心身の発達過程にある者。子どもに関する施策の対象となる子どもの範囲は、施策ごとに定める。 ・子どもに関する施策…次に掲げる施策及びこれと一体的に講ずべき施策 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健やかな成長に対する支援 ・子どもの健やかな成長を支える者への支援 ・子どもの健やかな成長を社会全体で支えるための環境の整備 ・保護者…親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者 ・学校関係者等…学校、児童福祉施設、その他これらに類する施設の関係者
3 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する施策は、以下に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。 ① 全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること ② 全ての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける権利が等しく与えられること ③ 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保されること ④ 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること ⑤ 子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、国、県、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、子どもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民が相互に連携し、及び協力して社会全体で子どもを支えるための取組を推進すること
4 県の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、基本理念にのっとり、保護者、学校関係者等、事業者、子どもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民がそれぞれの役割を果たすことができるよう、子どもに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
5 保護者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、基本理念にのっとり、子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができるよう、子どもの養育に努める。
6 学校関係者等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・学校関係者等は、基本理念にのっとり、学校、児童福祉施設等における子どもの安全を確保するとともに、子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりを行うよう努める。
7 事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるとともに、県及び市町村が行う子どもに関する施策に協力するよう努める。
8 子どもや子育てに関する支援を行う民間団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや子育てに関する支援を行う民間団体は、基本理念にのっとり、専門的知識又は経験を活用し、子どもへの支援や子育ての支援を推進するよう努めるとともに、県及び市町村が行う子どもに関する施策に協力するよう努める。
9 県民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・県民は、基本理念にのっとり、子どもの権利及び子どもに関する施策に関心及び理解を深め、子どもの意見を聴くとともに、県や市町村が行う子どもに関する施策に対して協力するよう努める。
10 市町村との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、子どもに関する施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行う子どもに関する施策に協力する。
11 子どもに関する施策の計画的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、この条例の趣旨を踏まえ、こども基本法に基づく都道府県こども計画において、子どもに関する施策の計画的な推進を図るものとする。
12 子どもの意見の反映等	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、子どもに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子どもに関する施策の対象となる子ども又は保護者その他の関係者の意見を聴き、その意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。 ・県は、子どもが子どもに関する施策に対する理解を深めることが出来るよう、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、適切な情報提供を推進するものとする。
13 社会参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、子どもが社会の一員として尊重され、年齢及び発達の程度に応じて、多様な社会活動に参画できるための取組を実施するものとする。
14 子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、全ての子どもが、子どもの適切な遊び及び生活の場等の子どもが地域において安全で安心して自分らしく過ごすことが出来る居場所を多く持てるよう環境の整備に努めるものとする。

15 子どもの権利の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、子どもの権利を尊重し、擁護するため、この条例や、児童の権利に関する条約及びこども基本法の趣旨及び内容について広報活動を通じて、子どもを含めた県民に子どもの権利を周知し、その理解を得るよう努めるものとする。 ・県は、基本理念が地域社会に浸透し、社会全体で子どもの権利を守る社会的気運が醸成されるよう努めるものとする。
16 子どもの権利の擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、いじめ、虐待等の子どもの人権侵害に対応し、子ども等からの相談に対応できるよう必要な措置を講ずるものとする。
17 愛知県子どもの権利擁護委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、愛知県子どもの権利擁護委員会を設置する。 ・委員会は、知事の求めに応じて、以下に掲げる職務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① 申立てに応じて調査・調整を行うこと。 ② 調査・調整の結果に基づき必要があると認めるとき、知事に対して、申立てにかかる事案に関連する県の施策について必要な措置を講ずるよう意見を述べること。 ③ その他、子どもの権利の擁護に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べること。
18 委員会の組織	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会は、委員5人以内で組織する。 ・委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。 ・委員の任期は、2年とする。 ・委員は、再任されることを妨げない。 ・委員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
19 調査及び調整の申立て	<ul style="list-style-type: none"> ・権利侵害を受けた子ども及びその保護者、その他の関係者は、相談をしてもなお相談に係る事案の解決が見込めないときは、知事に対し、その事案の解決のための調査及び調整を申し立てることができる。 ・知事は、調査及び調整の申立てがあったときは、委員会に調査及び調整を求めるものとする。
20 調査及び調整の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会は、調査及び調整の求めがあったときは、申立てに係る事案について調査及び調整を行うものとする。ただし申立てに係る事案が、裁判所や他の附属機関が取り扱ったもしくは取り扱っている等の事由により、調査及び調整をすることが適当でないとする場合はこの限りではない。
21 調査及び調整の結果の報告等	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会は、調査及び調整を行ったときはその結果を、行わないこととしたときはその旨を、知事に報告する。 ・委員会は、調査及び調整の結果に基づき必要があると認めるときは、知事に対して、申立てにかかる事案に関連する県の施策について必要な措置を講ずるよう意見を述べるることができる。
22 活動状況の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・知事は、委員会の活動状況について、毎年度1回公表するものとする。
23 推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、国、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、子どもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民との連携をし、子どもに関する施策が適切に行われるよう、社会全体で子どもを支える取組の推進に必要な体制の整備に努めるものとする。
24 財政上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、子どもに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、今後、条例に以下の「子どもにとって大切な権利」を位置づけていく。

子どもにとって大切な権利	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての子どもは、健やかに成長でき、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう以下に掲げる権利が尊重される。 ・なお、自身の権利が他者から尊重されることと同様に、他者の権利も尊重しなければならない。 ① 全ての子どもは、性別、年齢、障害の有無、国籍、家庭の状況その他いかなる理由によっても不当な扱いを受けることなく、一人の人間として尊重される。 ② 全ての子どもは、生まれながらにかけがえのない存在として、言葉や力による暴力、虐待、いじめ、性的搾取、不当な労働その他あらゆる危害から守られ、安全な環境で自分らしく安心して生活することができる。 ③ 全ての子どもは、医療、保健、福祉等の支援を受け、あらゆる人に大切にされながら、心身ともに健やかに成長し、発達することができる。 ④ 全ての子どもは、衣食住等の生活環境について安定が図られるとともに、家庭、学校及び地域社会において居場所を持ち、自身の望む関係性を築くことができる。 ⑤ 全ての子どもは、年齢に関わらず、自分に関係する事項について意見表明することができ、その意見は、大切に受け止められ、年齢及び発達の程度に応じて子どもにとって最善の利益を考慮して取り扱われる。 ⑥ 全ての子どもは、教育を受けることができ、遊び、文化、芸術その他の希望する自由な活動を通じて、その個性、能力及び将来への可能性を十分に拓くことができる。 ⑦ 全ての子どもは、自分に関係する必要な情報を知ることができ、考えを深める機会を保障されるとともに、年齢及び発達の程度に応じて、有害な情報から適切に守られる。 ⑧ 全ての子どもは、私生活及び自分が持つ考えや気持ちが尊重されるとともに、不当に干渉されない。 ⑨ 全ての子どもは、障害、貧困、虐待、その他特別な配慮を必要とする場合、その状況に応じた適切な保護、支援及び配慮を求めたり受けたりすることができる。 ⑩ 全ての子どもは、年齢及び発達の程度に応じて、自分に関係する人の支援や助言を受けながら、自分の行動を自分の意志で決定することができる。
--------------	---